（沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令の一部改正）

第四条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令（昭和四十七年厚生省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（沖縄法令による処分等の効力の承継） **第四十四条**　前条までに定めるもののほか、次に掲げる省令の規定に相当する沖縄法令の規定によりされた処分又は手続は、それぞれ当該省令の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。 当該省令の規定に相当する沖縄法令の規定による合格証、申請書、帳簿、許可証、収去証、許可台帳、業務日誌その他の書類についても、同様とする。 一～三　（略） （削る） 四～十四　（略）	（沖縄法令による処分等の効力の承継） **第四十四条**　前条までに定めるもののほか、次に掲げる省令の規定に相当する沖縄法令の規定によりされた処分又は手続は、それぞれ当該省令の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。 当該省令の規定に相当する沖縄法令の規定による合格証、申請書、帳簿、許可証、収去証、許可台帳、業務日誌その他の書類についても、同様とする。 一～三　（略） 四　乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号） 五～十五　（略）

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（許可申請書添付図書の記載事項） **第一条**　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号。以下「法」という。）第四条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水（以下「水道事業等により供給される水」という。）以外の水を使用する食鳥処理場にあっては、同法第二十条第三項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の指定する者の行う当該使用しようとする水に係る水質検査の結果を証する書類の写し 六　（略）	（許可申請書添付図書の記載事項） **第一条**　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号。以下「法」という。）第四条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水（以下「水道事業等により供給される水」という。）以外の水を使用する食鳥処理場にあっては、同法第二十条第三項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の行う当該使用しようとする水に係る水質検査の結果を証する書類の写し 六　（略）

（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二条　前条の水質の検査は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる方法により行わなければならない。 一　水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表の上欄に掲げる事項　同令に規定する環境大臣が定める方法 二　その他の事項　環境大臣が定める方法	**第二条**　前条の水質の検査は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる方法により行わなければならない。 一　水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表の上欄に掲げる事項　同令に規定する厚生労働大臣が定める方法 二　その他の事項　厚生労働大臣が定める方法